

地方公共団体向けの 「法制執務支援システム」の御案内

一般財団法人 地方自治研究機構

例規データベース

【コンテンツ】

- ・自治基本条例など、全国の地方公共団体の例規から参考となる約1,030条例を掲載
- ・住民自治編、議会編など例規を20分野に分類

関連データベース

【コンテンツ】

- ・例規、判例及び法令に関するリンク集
- ・全国の地方公共団体Web例規集を都道府県（市区町村）ごとに分類
- ・法制執務・政策法務を支援する、季刊「自治体法務研究」の好評連載「自治体法務Q&A」を掲載（内容見本参照）

法令データベース

【コンテンツ】

「法令データ提供システム／総務省行政管理局」へのリンク

判例データベース

【コンテンツ】

- ・地方自治に関する判例から約5,100件を掲載
- ・全体を15分野に分類して掲載
- ・更に階層分類を設け、判例を体系化して掲載
- ・従来の要旨に加え、判示事項、事案の概要も新たに追加

「自治体法務 Q&A」内容見本

年	タイトル
2005 夏	・公営住宅費の納付 不払の法的効果
	・行政委員会に於ける決定
	・自治体法務の改正
	・自治体法務の改正
2005 秋	・自治体法務の改正
	・自治体法務の改正
	・自治体法務の改正
	・自治体法務の改正

法定外公共物の管理

Q
法定外公共物(異状物)は、公の危険に該当しますか。その管理に当たっては、義務を課する必要があるでしょうか。

A
建築法、河川法等の適用がない、堤防、水堀、普通河川等に使用されている土地(法定外公共物)といひ、地方分権推進一括法の施行に伴い改定された国庫財産管理関係法により、原則として国庫に帰属するものについては、平成17年3月31日までに、国庫に帰属するものと見做されることになりました。
そこで、国庫に帰属した法定外公共物の危険に該当するかどうかの質問ですが、該当すると考えられます。すなわち、公の危険とは、「住民の健康を害する目的をもってその利用に供するための施設」であり、人工的に設置された施設に限るべきではないからです。国庫財産管理関係法により、市町村に帰属されることになった法定外公共物は、既に河川等又は堤防の用に供されているものですから(同法5条1項5号)、公の危険の要件を具備するものです。
公の危険に該当する以上、その危険及び管理に際しては、地方自治法244条の2第1項により義務が課せられることが必要となります。法定外公共物が国庫に帰属する以前においても、地方公共団体によっては、公共物管理義務を課せられていたし、その

(一財)地方自治研究機構は、地方公共団体の法制執務を支援するため、例規、法令、判例及び関連データの4つで構成するシステムを構築し、無償で情報提供を行っております。地方公共団体の法制執務に、このシステムを御活用ください。

お使いのブラウザで、次の URL にアクセスしてください。

<http://hosei.rilg.or.jp/>

なお、(一財)地方自治研究機構のホームページからも入れます。

【お問い合わせ先】

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目14-16 太陽銀座ビル2階
 電話番号 03-5148-0662
 FAX番号 03-5148-0664
 メールアドレス hosei@rilg.or.jp
 ホームページ <http://www.rilg.or.jp>